

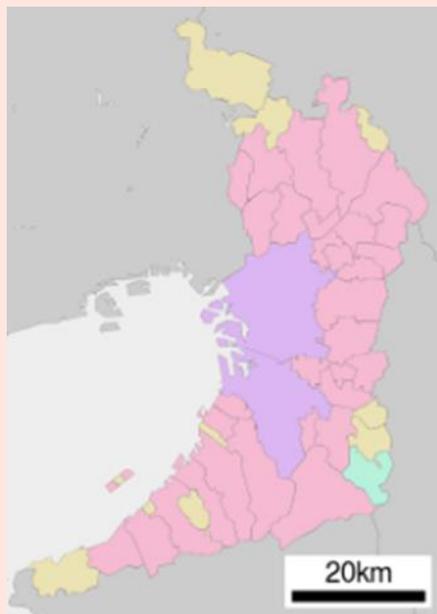
# 大阪府

## 大阪府における「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築」について

大阪府は、精神障がいの有無や程度にかかわらず、だれもが安心して自分らしく暮らすことができるよう、市町村単位・圏域単位・都道府県単位の協議の場が連携した「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」による重層的な連携支援体制の構築を進めます。

# 1 大阪府の基礎情報

## 大阪府



### 取組内容

#### 【精神障がい者の地域移行の取組み】

- 大阪府では、「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置し、精神科病院職員の退院促進に関する理解促進、退院の可能性のある患者の把握を実施し、市町村の支援者へのつなぎを行っています。
- 病院だけで退院支援を行うことが難しい複合的な課題のある個別事例について、伴走支援を行っています。

#### 【地域包括ケアシステムに係る協議の場】

- 市町村・圏域の「にも包括」に関わる協議の場に、広域コーディネーター等が積極的に参画し、それぞれの地域の課題を共有し、他圏域の情報提供を行います。
- 大阪府の協議の場では、市町村・圏域の協議の場の運営状況の把握を行います。

## 基本情報（都道府県等情報）

障害保健福祉圏域数（R4年4月時点）	政令市除く	16	か所	
市町村数（R4年4月時点）	政令市除く	41	市町村	
人口（R4年4月時点）	政令市除く	5,215,747	人	
精神科病院の数（R4年4月時点）		60	病院	
精神科病床数（R3年6月時点）	稼働病床	17,776	床	
入院精神障害者数 （R3年6月時点）	合計	15,253	人	
	3か月未満（％：構成割合）	3,517 23.1	人 ％	
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	2,674 17.5	人 ％	
	1年以上（％：構成割合）	9,062 59.4	人 ％	
		うち65歳未満	3,398	人
		うち65歳以上	5,664	人
退院率（H30年度）	入院後3か月時点	65.3	％	
	入院後6か月時点	82.3	％	
	入院後1年時点	89.3	％	
相談支援事業所数 （R3年4月時点）	基幹相談支援センター数	39	か所	
	一般相談支援事業所数	226	か所	
	政令市除く 特定相談支援事業所数	567	か所	
保健所数（R4年4月時点）	政令市除く	16	か所	
（自立支援）協議会の開催頻度（R3年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	2	回/年	
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有・無		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R4年4月時点）	都道府県	有・無	1 か所	
	障害保健福祉圏域	有・無	16 / 16 か所/障害圏域数	
	市町村(中核市除く)	有・無	34 / 34 か所/市町村数	

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

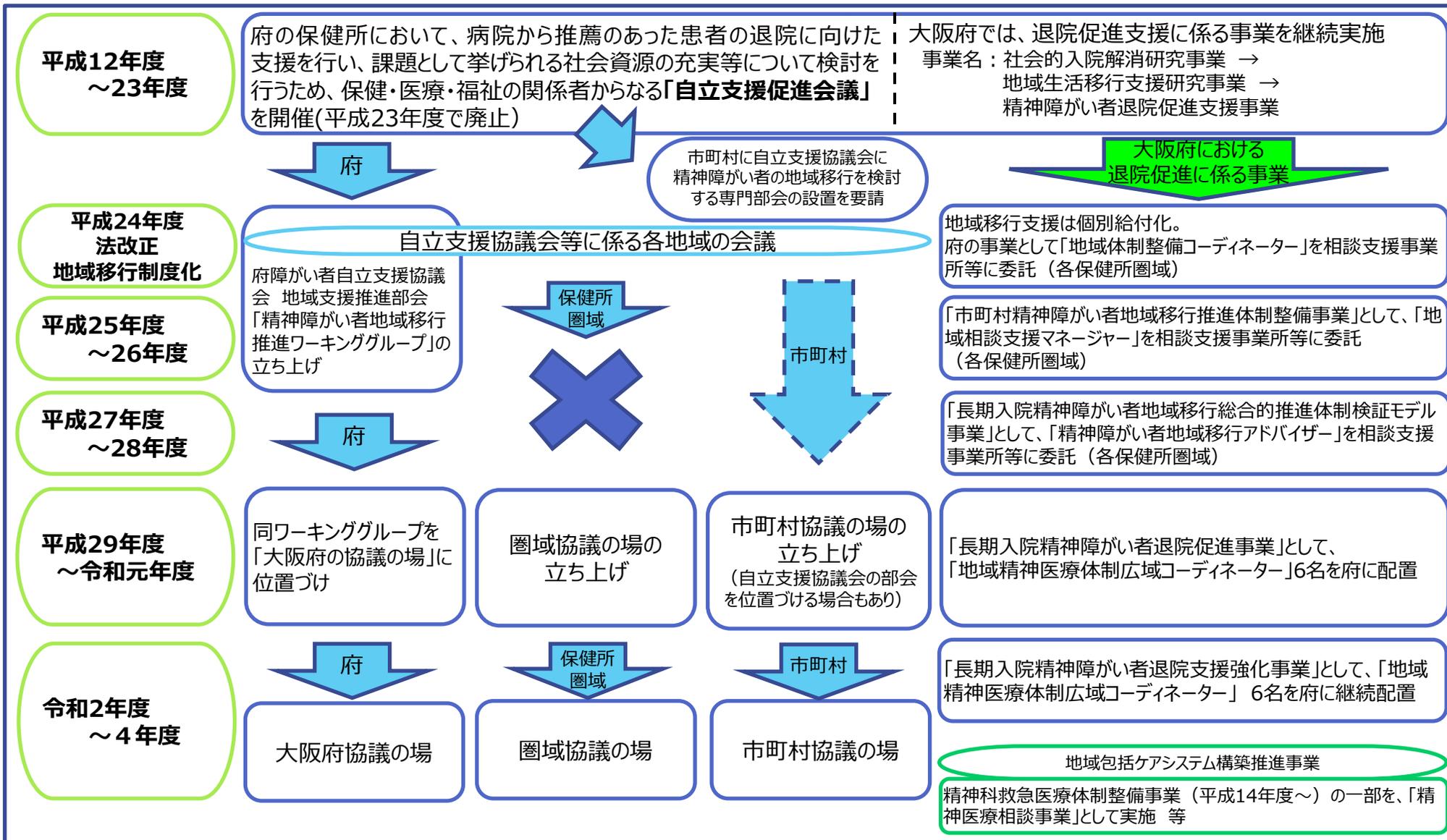
### ・長期入院精神障がい者の退院の促進

- 1 大阪府では、1年以上の長期入院患者数の削減を目指し  
平成29年度～「長期入院精神障がい者退院促進事業」  
令和2年度～「長期入院精神障がい者退院支援強化事業」  
として、退院促進に関する事業を継続して実施しています。
- 2 府が配置している「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」が、病院職員の退院促進に関する理解促進や、退院の可能性のある患者の把握と、対象者を市町村の支援につなぐ役割を果たします。また、病院だけで退院支援を行うことが難しい複合的な課題のある個別事例について、伴走支援を行います。

### ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて

- 1 精神障がいの有無や程度にかかわらず、だれもが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制を構築するために、市町村単位、圏域単位、都道府県単位の協議の場が連携し精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムが構築されるための支援を行います。
- 2 市町村や圏域の協議の場に府の広域コーディネーター等が出席し、情報の集約を行い、課題を共有し、他の市町村の取組事例についての情報提供を行います。また大阪府の協議の場において各地域の課題を広域的に集約し、状況の把握に努めます。

### 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯



## 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜令和3年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R3年度当初)	実績値 (R3年度末)	具体的な成果・効果
①都道府県ごとの協議の場	R2年度末 1か所	済	各地域における課題や情報の集約の場としての機能を果たしていく
②保健所圏域ごとの協議の場	R2年度末 全圏域18か所 (政令市・中核市合計9市含む)	済	重層的支援体制において重要とされる医療連携に関する協議の場が整備された
③市町村ごとの協議の場	未設置の2地域における協議の場のR3年度中の設置	済	府内市町村において、全ての協議の場が設置されたことにより、今後、大阪府全域における重層的支援体制の構築に向けて具体的な協議の展開が可能となった

## 5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

## 【特徴（強み）】

大阪府が広域に配置している「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」が、各市町村や圏域の協議の場に参加して連携することにより、それぞれの状況把握や他の市町村・圏域や大阪府の協議の場への情報提供が可能となり、効果的にシステム構築に取り組めると考えている。

また、大阪精神科病院協会の協力を得て、精神科医療機関から圏域協議の場等へのスムーズな参画が図れている。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割（取組）		
新型コロナウイルス拡大の影響による協議の場の開催や活動の停滞を防ぐ	会議の開催方法を工夫するなど、コロナ禍でも各地域での協議が前進するよう取り組む 各地域での工夫点などの情報を広域コーディネーターが集約し、横展開していく	行政	会議開催方法の工夫 事前の調整会議などの実施	
		医療	協議の場への理解促進と参画 医療機関の最新情報の提供	
		福祉	方法を工夫し、コロナ禍においても、継続した活動を実施	
		広域コーディネーター（府）	各協議の場へ参加 工夫点などの情報集約と横展開	
課題解決の達成度を測る指標		現状値 (令和3年度の開催状況)	目標値 (令和4年度末)	見込んでいる成果・効果
各協議の場の開催状況の把握		圏域 11/18 市町村 29/34	全協議の場の開催	協議の場が開催されることにより、コロナ禍による活動の停滞を防ぎ、支援体制構築が前進する

## 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期（月）	実施する項目	実施する内容
R4年4月～	長期入院精神障がい者退院支援強化事業の継続実施	1年以上の長期入院精神障がい者の退院を目指す取組みを継続し、地域移行のネットワークの充実を図る。 ○精神科病院スタッフの地域移行に関する理解を促進 ○市町村（協議会等）に対象者をつなぎ、関係機関の連携・協力によるケース検討体制を構築 ○病院だけで退院支援を行うことが難しい複合的な課題のある個別事例に対する伴走支援を実施するため、地域連携を強化する
	圏域・市町村協議の場への参画	広域コーディネーターが、府内の可能な限り全圏域・市町村の協議の場へ参画し、地域の状況や課題を把握し、他の市町村の情報提供を実施する。
R4年8月	第1回大阪府協議の場開催	今後の長期入院精神障がい者の退院促進に関する事業について協議を実施する
R4年度末	第2回大阪府協議の場開催	大阪府における「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築について進捗状況を確認し、必要な情報共有を実施する。